

| 陳情番号       | 件名                                  |
|------------|-------------------------------------|
| 第 29 号     | 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求めることについて |
| 受理年月日      |                                     |
| 29. 10. 24 |                                     |

## 陳情の趣旨

### 【陳情趣旨】

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について（５局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（６局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療勤務環境改善に関する改正医療法の規定（2014 年改正）では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めています。

しかし、日本医労連が 2017 年 5 月 1 日～2017 年 7 月 25 日を調査期間として実施した「看護職員の労働実態調査」（回答数 33,402）では、「慢性疲労」（71.7%）、「辞めたいと思う」（74.9%）という看護師の実態や、医療の提供についても「十分な看護ができていない」（50.8%）、「ミス・ニアミスの経験がある」（82.9%）という事態に陥っており、これらの状況が前回の調査（2013 年）から改善されていないことも明らかになっています。

勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ません。看護師等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画を作成し、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を有効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められています。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

提出

### 【陳情項目】

- ① 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
  - （１）１日 8 時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
  - （２）夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
  - （３）介護施設などにおける 1 人夜勤を早期に解消すること。
- ② 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- ③ 患者・利用者の負担軽減をはかること。
- ④ 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以 上

| 陳情番号     | 件名                                |
|----------|-----------------------------------|
| 第 30 号   | 「介護労働者の労働環境改善及び処遇改善の実現」を求めることについて |
| 受理年月日    |                                   |
| 29.10.24 |                                   |

## 陳情の趣旨

### 【陳情趣旨】

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には 37.7 万人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっています。

介護労働者の人材確保・離職防止をすすめていく上で「労働環境の整備」が重要である事は、2007 年 8 月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」でも示されている通りです。しかし、福祉人材確保指針が改定された以降も、介護労働者の労働環境が改善されたとは言い難い状況です。2013 年に全国労働組合総連合が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」では、介護施設の労働者の賃金は全産業労働者よりも月額平均 10 万円も低くなっています。介護の仕事で「辞めたい」と考えたことがある人は 57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」（44.7%）、「仕事が忙しすぎる」（36.9%）、「体力が続かない」（30.1%）となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の 4 割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約 8 割と群を抜いています。

介護労働者の処遇についても、政府は 2009 年以降、介護労働者の処遇改善策を実施して「4 万円以上の賃上げを図った」としています。しかし、厚生労働省が実施する「賃金構造基本統計調査」では、処遇改善策が実施された以降も、平均勤続年数・所定内給与額に大きな改善は見られていません。2015 年 4 月に実施された介護報酬の改定では、大幅なマイナス改定によって事業所が大きな打撃を受け、それに伴って介護労働者の処遇にも影響を及ぼしています。

人材確保・離職防止の実質的な対策や安全・安心の介護体制の確立は国の責任で行うべきです。人材不足の解消・介護制度の充実を図るためには、介護報酬の引き上げが欠かせません。同時に報酬の引き上げに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になります。

以上の趣旨から、介護制度の真の持続性を確保するため、下記事項につき、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

提出  
記

### 【陳情項目】

1. 介護職員をはじめとする介護現場で働くすべての労働者の処遇改善策を講じ、賃金水準の引き上げを図ること。処遇改善の費用は国費で賄うこと。
2. 介護保険施設の人員配置基準を利用者 2 人に対して介護職員 1 人以上に引き上げること。夜間の人員配置の要件を改善し、一人夜勤は解消すること。
3. 上記項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上

| 陳情番号       | 件名                             |
|------------|--------------------------------|
| 第 31 号     | 富士見 3 丁目遺贈土地の処分について再検討を求めることにつ |
| 受理年月日      |                                |
| 29. 11. 13 |                                |

# 陳情の趣旨

- ~~子ども、若者未来~~  
~~当基金創設に当たり、相模原市中央区富士見 3 丁目 17 在住の市民より遺贈され~~  
た土地（約 1,200 ㎡）を売却して、その基金に充当すると聞き及んでいますが、当  
該土地は売却せず、制度の発足を期待したいと思います。  
従って、この土地は、今後の青少年、貧困児童支援等に活用すべく、保有され  
るよう陳情致します。
- 今日の中央地区の状況、特に子ども達の生活環境は非常に厳しいものがあり、~~貧~~  
~~困調査などを早急に実施すると共に、未来を担う子ども達にとって有意義な土地の~~  
使途を再検討されるよう求めるものです。  
また、土地利用の具現化迄、暫定広場として活用されるよう希望します。
- ~~中央地区の生活環境や子どもを取り巻く状況などは、別添資料をご参照下さるよ~~  
~~うお願い致します。~~  
市議会におかれましては、  
こうした中央地区の厳しい環境をご賢察の上、中央地区全体の総意として議案に反  
映して頂きます様心よりお願い申し上げます。  
陳情致します。

| 陳情番号       | 件名                                                        |
|------------|-----------------------------------------------------------|
| 第 32 号     | 「教育勅語」の排除・失効確認の国会決議を尊重・重視し再確認して、道徳教育では一切利用しないことを求めることについて |
| 受理年月日      |                                                           |
| 29. 11. 13 |                                                           |

#### 陳情の趣旨

「特別の教科 道徳」が、2018年4月から小学校で、翌2019年には中学校で実施されます。それに向けて、本年度に小学校の検定教科書の採択が行われるなど、準備が進められています。また、相模原市教育委員会は、徳目を教え込む道徳教育ではなく、「考え議論する」「主体的・対話的で深い学びを促す」道徳教育への質的転換を目指す、と見解を示しています。

こうした時に、「教育勅語」について見聞きすることが多くなっています。この「教育勅語」は、主権在君の明治憲法のもと、国民を天皇に忠実な「臣民」とし、国家に対する個人の犠牲を強要し、それを美化するものでした。それは、国民に一方的・画一的な価値観を植えつけ、多様な個性や価値観を認めない社会へと変えることにつながりました。

1948 年には、日本国憲法や教育基本法に反するとして、軍人勅諭などとともに衆議院で排除に関する決議、参議院で失効確認に関する決議が行われています。また憲法前文は、「これ(人類普遍の原理)に反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と謳っています。さらに「教育勅語」は、市教育委員会が「質的転換」を図ることを目指す道徳教育の在り方に相応しいとは言えません。

この国会決議は、国の唯一の立法機関としての国会において、衆参両議院がそろって表明した「教育勅語」に関する唯一の決議として、現在も尊重し順守すべきものです。しかも衆議院の決議は、「憲法98条の本旨に従い」と、最高法規性に適合せず、憲法違反であることを明確に踏まえています。

両決議は、議会により表明された“唯一の国家意思”と言えます。議会制民主主義の政治体制において、行政府(政府)は議会の意思をないがしろにすることは許されません。国会決議で排除・失効を宣言された「教育勅語」を、道徳教育において、あたかも“徳目の教材として利用し得る”かのような言動をなすことは、行政の守るべき則を超えているというべきです。これは、権力分立(三権分立)の憲法原理に反します。

相模原市議会として、議会制民主主義の原理に従い、国会決議を尊重・重視して、「平和主義」「国民主権」「基本的人権の尊重」という日本国憲法の理念に基づき、道徳教育において、「教育勅語」をめぐる国会決議から逸脱することなく、「教育勅語」の肯定的かつ徳目としての利用は許されないことを確認するように求める意見書を国に提出されるよう陳情要請します。

| 陳情番号       | 件名                   |
|------------|----------------------|
| 第 33 号     | 人間らしい生活の保障を求めることについて |
| 受理年月日      |                      |
| 29. 11. 13 |                      |

## 陳情の趣旨

### 陳情の要旨

生活保護制度について下記の点の実施を求める国への意見書を提出してください。

1. テレビの設置、ガス給湯器の設置を生活保護の一時扶助の項目に入れてください。
2. 生活保護利用者援護のため、夏季、年末の福祉手当を国の制度として創設してください。
3. 母子加算をはじめとする加算や生活扶助費等の生活保護基準の見直しをやめ、生活保護基準費を削減前に戻してください。

### 陳情の理由

2013 年（平成 25 年）から 2015 年（平成 27 年）にかけ 3 度にわたり平均 6.5%、最高 10%の生活保護基準費が切り下げられ、生活保護利用者は非常に厳しい生活に追い込まれています。とりわけ、子どものいる世帯への切下げ幅が大きく、その影響は深刻なものになっています。

「食費しか切り詰めるものはない」と 1 日 3 食を 2 食に減らしたり、入浴回数を減らし、洗濯機も使わず手洗いで済ますという話も聞こえてきます。特に、このところの異常気象により、夏、冬の暑さや寒さは我慢しがたいものがあります。「熱中症」になり命にかかわる事態も起こっています。エアコンは電気代が高くつくので使えない、使っても短時間で我慢する。冬にはストーブはできるだけ使わず、厚着をして過ごすというのが生活保護利用者の共通した声です。

また、冠婚葬祭を含む人との付き合いはお金がかかることから極端に制限されています。社会の情報からも取り残されています。今では誰もが保有しているテレビも一時扶助の対象になっていません。冬場に必要なガス給湯器（瞬間湯沸かし器）も同様に一時扶助の対象になっていません。制度が現状に照らして非常に遅れた状態のままになっています。

生活保護利用者の方々が「私たちには、憲法 25 条は関係ないのか」と訴えています。国は、人間らしい生活を国民全てに保障すべきです。

ところが、厚労省は、母子加算や障害者加算の見直し、医療費の自己負担化、生活扶助費基準のさらなる切下げを行おうとしています。基準引き下げで一番影響を受けている子どものいる世帯や高齢者世帯への実態の調査・検討もなく「削減ありき」で、またまた最底辺の弱者に大ナタを振るおうとしています。

生活保護費の切下げは、課税最低限、就学援助、国保・介護の減免基準などの様々な制度に関わってことから、国民生活全体を切り下げることに繋がります。

つきましては、陳情の要旨にあります生活保護制度の改善意見書を国に対して提出していただきたく、陳情するものです。

以上

| 陳情番号       | 件名                   |
|------------|----------------------|
| 第 34 号     | 年金制度の改善・充実を求めることについて |
| 受理年月日      |                      |
| 29. 11. 13 |                      |

## 陳情の趣旨

### 【陳情の要旨】

年金制度の改善・充実について下記の点の実施を求める国への意見書を採択し、国会・関係省庁に送付してください。

1. 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
2. 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。
3. 年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

### 【陳情の理由】

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全、健康で暮らせることを願い、活動しています。とりわけ、生活に欠かせない年金の確保をめざして運動をしております。

年金額の実質低下に加え、消費税増税、物価上昇、住民税・医療・介護保険料等の負担増が高齢者・年金生活者にとってトリプルパンチとなり、食生活まで切り詰め、通院も控えざるを得ない深刻な実態となっており、まさに生きる権利が脅かされています。低年金で生活する高齢者にとっては、二ヶ月支給は、生活設計が成り立たず、やり繰りが負担になっています。

無年金・低年金で苦しむ高齢者の生活を支えるため必要な、最低保障年金制度の実現が強く望まれます。国連の世界人権規約委員会からも、最低保障年金制度の実現が強く要請されています。

多くの高齢者は、年金だけでは生活できず、働かざるを得ない状況を強いられている中で、これ以上の支給開始年齢の引き上げは現役世代の労働者にも将来不安をもたらすものです。

高齢人口が増加するなか、年金は地域経済にとっても重要な位置を占めています。年金額が下がることは地域の消費力低下を招き、自治体の財政にも大きく影響を及ぼすことになるでしょう。

年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。年収 200 万円に満たない低賃金、不安定な雇用形態で働く労働者が増加する異常な状態は、現役世代にとって「将来の年金生活」を一層不安なものにしています。安定・安心できる年金制度の確立にとって必要なのは、正規労働が当たり前、最低賃金の大幅引き上げ・全国一律化など、現在と将来の生活に明るい見通しを示すことです。そうすれば経済の好循環が始まります。

私たち年金者組合は、高齢者が安心・安全・健康で長生きでき、地域とつながり、まちづくりに貢献できることを願っています。

つきましては、陳情の要旨にある年金制度の改善・充実を求める意見書を採択し、地方自治法 99 条にもとづき、国会・政府関係省庁に送付されますよう陳情いたします。

以上

| 陳 情 番 号    | 件 名                          |
|------------|------------------------------|
| 第 35 号     | 最低賃金の引上げと中小企業支援の拡充を求めることについて |
| 受理年月日      |                              |
| 29. 11. 13 |                              |

## 陳情の趣旨

### 【陳情の要旨】

最低賃金にかかわって下記の点の実施を求める意見書を採択し、関係機関に提出してください。

1. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための検討を開始すること。
2. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
3. 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくするため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。

### 【陳情の理由】

この間、大企業の内部留保は増えましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、2015年の婚姻率は0.5%、出生率も1.45に落ち込み、少子高齢化がますます進行し、さらに親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害しているという“貧困の連鎖”も大きな社会問題となっています。

2017年の改定による地域別最低賃金は、神奈川県では956円、最も低い地方は737円です。毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできません。しかも、時間額で221円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現行の最低賃金の低さを認めました。しかし年3%の引上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしすることになります。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。また、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としています。最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

以 上

| 陳情番号       | 件名                                                  |
|------------|-----------------------------------------------------|
| 第 36 号     | 淵野辺駅南口周辺のまちづくりの検討及び公共施設の集約化による複合施設の設置の再検討を求めることについて |
| 受理年月日      |                                                     |
| 29. 11. 17 |                                                     |

## 陳情の趣旨

### 【趣旨】

今、市は「淵野辺駅南口周辺のまちづくりの検討及び公共施設の集約化による複合施設の設置に向けた検討」を進めていますが、40年間鹿沼公園と図書館の隣で暮らしてきて、「ここに住み続けたい」と思っている人間の声が届いていないと思いました。

だから、私たちの声を届けます。

「ここに住み続けたい」と思っている周辺住民の意見を充分に聞き、長く愛されるまちづくりが実現するよう、以下のことについて、市に対し強く働きかけるよう陳情します。

### 【内容】

(1)鹿沼公園内への複合施設の建設はやめること。

- ・鹿沼公園は長年にわたり市民に愛されている公園です。建物を建てることで面積を狭くしないでください。
- ・広域避難場所に指定されており、地域住民の防災上重要な場所です。オンワード樫山総合グラウンドに続いて狭くなるのでは不安です。
- ・児童交通公園を、「機能」だけで無く、現在の地形で残して下さい。

ここには、大地の上を走る自転車で交通ルールを学ぶ良さがあります。「機能」があればよいからといって、建築物の屋上の交通公園にしないで下さい。

(2)北口には商店街、南口には公共施設が集まる淵野辺駅周辺のバランスを壊さないこと。

- ・このバランスを崩すことで、北口商店街が寂れることを懸念します。
- ・「駅周辺の賑わい」を相模大野駅や橋本駅と同様に考えるのでは「買物客や住民の争奪戦」に終始するだけです。「駅前の差別化」で人々を集めることを考えるべきです。

(3)南口の駐輪場を鹿沼公園に移すことに反対すること。

- ・定期的に駐輪場を使用している人間の心理を、あまりに無視した政策です。取り締まりの警官を配置しても、駅前が混乱することは目に見えています。
- ・駐輪場の場所が変わることで駅周辺の交通環境が大きく変化し、交通事故や駅周辺に放置自転車が再増加する危険性を感じている多くの住民がいます。

(4)私たちの財産である市有地を安易に売却しないこと。

- ・市有地を売却することが市財政にとって、本当に良策でしょうか？ 私たちはそうは思いません。
- ・市民の財産を市民の意見を聞かずに売却しないでください。

| 陳 情 番 号    | 件 名                 |
|------------|---------------------|
| 第 37 号     | 国に私学助成の拡充を求めることについて |
| 受理年月日      |                     |
| 29. 11. 17 |                     |

## 陳情の趣旨

### 陳 情 理 由

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担に任されています。

2010年度から実施され2014年度に加算支給額と対象世帯を拡大した就学支援金制度と2014年度から実施された「奨学のための給付金」により学費の公私間格差は一定程度是正されました。さらに今年度からは国による私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助制度が新設されました。

しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても全国平均で年額初年度納付金60万円、入学金を除いて44万円と高額な負担が残ります。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る学費の自治体間格差も存在しています。この格差を無くしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められます。

OECD諸国の教育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷しています。平成29(2017)年度は「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の2013年度附帯決議にもとづいて「就学支援金制度」の見直しが行われる年です。未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校生への就学支援金を拡充させる議論が求められます。同時に、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり強く求められるところです。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

### 陳 情 項 目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 陳情番号       | 件名                     |
| 第 38 号     | 神奈川県に私学助成の拡充を求めることについて |
| 受理年月日      |                        |
| 29. 11. 17 |                        |

## 陳情の趣旨

### 陳 情 理 由

神奈川県の私学は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を作り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。

しかし神奈川県の私立学校への生徒一人あたり経常費補助は、全国でも数少ない国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）以下であり、私立高校では国基準 327,715 円に対して 310,553 円、中学校は同 327,416 円に対して 225,764 円、小学校は同 318,912 円に対して 225,486 円、幼稚園では同 182,453 円に対して 160,198 円と、すべての校種で、全国最下位水準の助成額です。このため神奈川県の私立高等学校の入学金を除く平均学費は、約 68 万円と関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費のままです。

また、将来の大地震への対応が、私学各校にとって大きな課題であり、大きな財政負担となっています。しかし施設設備助成が神奈川県にはなく、すべて保護者の負担となっており、これも高学費の要因のひとつとなっています。

家庭への学費補助は、年収 250 万円未満世帯については国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助されています。しかし生活保護世帯でも年間約 25 万円の自己負担が必要です。就学支援金、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金があっても、私学を希望する生徒・保護者にとって重い学費負担があり、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起こって家計が急変すれば、たちまち授業料の納入に支障をきたす状況です。

今年度から東京都では年収 760 万円未満の世帯まで授業料平均額が補助されるようになり、実質授業料無償化が実現しました。埼玉県では学費補助の対象に施設整備費を含めることとなり、年収 500 万円未満世帯では、授業料と施設費を合わせた学費に拡大されています。大阪府や京都府でも、同じように学費補助を拡充することで、私立高校へ入学する生徒が増えています。全国へ広がっている私立高校の無償化の流れに、神奈川県は遅れをとっています。さらに今年から、私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助が国によって新設されましたが、学費負担を軽減するためには県単独の上乗せも必要です。

神奈川県では私立高校の高学費が原因で私立高等学校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は 90.7 パーセントととても高いとはいえない水準が続いています。私たちは教育の無償化をすすめることで、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障することが重要であると考えています。そして神奈川県においては、私学助成の抜本的な改善によって、私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが県政の急務と考えます。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

### 陳 情 項 目

神奈川県知事に対し、地方自治法第 9 9 条に基づき「平成 30 年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

| 陳情番号       | 件名                                                                             |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 第 39 号     | 平成30年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」へのマイナンバー記載の中止などを求めることについて |
| 受理年月日      |                                                                                |
| 29. 11. 20 |                                                                                |

## 陳情の趣旨

平成27年10月29日付け総務省令第91号での地方税法施行規則の改正により、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）（以下：「特徴通知」）に納税者の個人番号、いわゆる「マイナンバー」を記載する欄が設けられました。

特徴通知へのマイナンバー記載は、漏えいの危険性をはじめ問題や懸念が多く、当会は本年2月、貴市議会をはじめ県下33市町村議会に記載中止などを求める陳情を提出しました。同様の声は、日本弁護士会など多くの団体・国民からも上がり、少なくない自治体が国に対し総務省令の撤回などを求める意見書を提出しました。

この声もむなしく、5月には多くの自治体が特徴通知に納税者（従業員）のマイナンバーを記載し、事業者に送付しました。その結果、全国で104自治体が278事業所に誤送付し、687人分のマイナンバーが漏えいするという事態が発生しています。県内では6市1町（横浜市、川崎市、逗子市、大和市、座間市、綾瀬市、大磯町）で誤送付・漏えいが発覚しています。

こうした事態を受け、当会は改めて特徴通知へのマイナンバー記載に関する問題点や危険性などを以下に指摘するとともに、来年度の取り扱いについて再検討をお願いするものであります。

### 1. 総務省見解の欺瞞

総務省は特徴通知へのマイナンバー記載の理由として「事業者と市町村の間で正確なマイナンバーを共有することで、公平・公正な課税や事務の効率化につながる」との見解を示しています。

しかし、給与所得者の所得は原則として源泉徴収されているため、遺漏などが発生する可能性は極めて低く、「クロヨン」の造語が示す通り、すでに公平・公正な課税が実現しています。よって給与所得者においては、マイナンバーの共有が今以上の公平・公正な課税につながるという理屈は成立しません。

また、我々開業保険医をはじめ中小規模の事業者は、マイナンバー制度が始まる以前から源泉徴収票や給与支払報告書で正確な所得申告を行い、公平・公正な税制に努めてきたこともご理解いただきたいと思います。

事務の効率化については、マイナンバーによる情報連携を実施する市町村など（個人番号利用事務実施者）にのみ当てはまるものです。事業者（個人

番号関係事務実施者)は従業員の住民税の給与天引きにマイナンバーを必要としていません。よって、マイナンバーの共有による事務の効率化という理屈は、事業者には当てはまりません。

このように、総務省の見解は具体性を欠き、不誠実で欺瞞的だと言わざるを得ません。

## 2. 事業者は過重な負担

番号法は事業者に対してマイナンバーの安全管理措置を講じなければならないとし、万一、マイナンバーなどの情報漏えいを行った場合は「4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」(法第67条)などと定め、法人に対しても罰金刑を科すとしています。

一方、我々開業保険医にとっては、中小規模の事業者の皆様と同じく、マイナンバー制度の運用において、従業員等からの個人番号収集はもとより、個人情報保護委員会の厳格な<sup>※</sup>取扱いガイドラインを順守することも経費や実務の負担などから実施が極めて難しい状況です。また前述の通り、事務の効率化などメリットは皆無で、多くの中小事業者はマイナンバー実務を「やりたくない」というのが本音です。

特徴通知による無用なマイナンバーの送付は、事業者に更なる負担を押し付けるばかりか、漏えい・流出の危険性を増大させることに繋がります。

## 3. プライバシー権の侵害

個人情報保護委員会の年次報告書では、平成28年度に起きたマイナンバーを含む個人情報の漏えいや紛失は165件と、2日に1件の割合で起きていることが報告されています。また、同委員会が11月1日に発表した2017年度上半期のマイナンバー漏洩は273件と、前年をはるかに上回るペースで発生しています。この他、制度開始当初からシステム障害が頻発するなど、安全性・安定性を欠いていることは周知のことと思います。漏えい・流出といった国民の懸念は払拭されておらず、マイナンバーの提供を拒否する従業員も少なくありません。

そうした状況にも関わらず、貴市はマイナンバーの提供を拒否した(給与支払報告書にマイナンバーを記載しなかった)従業員のマイナンバーも特徴通知に記載し、事業者に送付しました。納税者たる従業員の意思・意向と関係なく市町村が勤務先(事業者)にマイナンバーを知らせることは、当該従業員のプライバシー権を著しく逸脱する行為と言わざるを得ません。

## 4. 漏えい・流出の危機感の希薄

マイナンバー制度の運営について、関係省庁では最小限の記載・提供・収集とすることが主流となっています。

税務分野では、平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により、マイナンバーの記載を必要とする関係書類が大幅に削

減されました。医療保険の分野では、厚生労働省が医療保険者に対し、本人（被保険者）や事業者を介さず、住基ネットを用いて地方公共団体情報システム機構からマイナンバーを取得する方法を推奨しています。これらは、マイナンバーが人目に触れる機会を物理的に少なくするという、漏えい・流出対策として妥当な対応だと思います。

特徴通知へのマイナンバー記載は潮流に逆行した取り扱いであり、漏えい・流出の危機感が希薄だと言わざるを得ません。

## 5. 自治体の裁量権

総務省は昨年（2015）年11月25日から今年（2016）年5月18日にかけて、特徴通知へのマイナンバー記載に関する通知を6回も発出し、全国の自治体にマイナンバー記載を徹底するよう求めていました。ただ、この通知はすべて地方自治法第245条の4に基づく「技術的助言」として自治体の自主性・自律性に配慮されたものであり、従わないことによる罰則やペナルティはありません。このことは、総務省の担当官はもちろんのこと、高市総務相（当時）も認めています。また、4月18日の参議院内閣委員会では、本件に関わる質疑の中で山本内閣府大臣（当時）が「国と地方公共団体は対等協力の関係」であることを明言しました。

これらを勘案すれば、総務省令に従うか否か、特徴通知にマイナンバーを記載するか否かの判断は自治体に裁量があるものと考えてのが妥当です。

事実、県内では藤沢市、厚木市、葉山町の3市町はマイナンバーの全部または一部を記載せず（またはアスタリスクで印字）判別不可能な処理を施しました。この傾向は県外でより顕著にあらわれ、東京都は約半数の30市区町村、埼玉県に至っては8割を超える53市区町村が判別不可能な処理を施しました。これらの自治体は、自らの裁量権、自主性・自律性を十分に理解・認識した上で地域住民の個人情報保護、安心・安全を最優先した判断であり、地方自治の正しいあり方を実践していると思います。

マイナンバー関連事務が国から自治体に委託された「法定受託事務」であること、自治体が法令・省令に順守する立場にあること、前述の総務省通知が圧力になったことなど、どの自治体も決断と対応に苦慮されたことは想像に難くありません。しかし、特定個人情報を漏えいの危険にさらすような総務省令は、憲法13条が保障するプライバシー権を侵害するものに他ならず、これを硬直的に守ることが法令順守ではないと考えます。

上記の問題点などを踏まえ、今後の取り扱いについて再検討していただきたいと思います。その上で、来年度の特徴通知に受給者（従業員）の個人番号を記載しないよう求めます。

また、地方自治法第99条の規定により、特徴通知にマイナンバー記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第

91号)」の撤回を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。

(陳情項目)

1. 平成30年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」(第三号様式)に、納税者(従業員)のマイナンバーを記載しないこととを市に求めること。
2. 上記通知書にマイナンバーの記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第91号)」の撤回を求める旨の意見書を国に提出すること。

| 陳情番号       | 件名                                              |
|------------|-------------------------------------------------|
| 第 40 号     | 相模原市立鹿沼公園を新たな複合施設等の建設用地とすることについて慎重な検討を求めることについて |
| 受理年月日      |                                                 |
| 29. 11. 20 |                                                 |

## 陳情の趣旨

### 【趣旨】

現在、相模原市が進めている図書館、大野北まちづくりセンター、大野北公民館などの複合施設を建設し、淵野辺駅南口に設けられている二つの自転車駐車を移転することで、多くの地域住民そして市内外の人々に親しまれてきた鹿沼公園の面積が削減されようとしていることについて慎重な検討を求めます。  
 るよう陳情いたします。

### 【理由】

相模原市立鹿沼公園は私たち市民にとって、安らぎと潤いを与え、家族そして多くの方々との交流の場として親しまれている施設です。

現在も 8 万人近くの来場者でにぎわう児童交通公園は、横浜線沿線をはじめとした多くの市外住民、子育て世代に利用されている相模原市自慢の施設です。

### 跡地

図書館や公民館など複合化の対象となる施設建設用地を民間利用とし、市民が憩う鹿沼公園の面積を削減し、複合化施設を建設することは、こうした多くの市民そして市外住民の思いや願いを踏みにじるものです。新聞報道などで市の計画を知った私たちにとっては、市が進めようとしているまちづくりについて、これまで一切納得のいく説明はありません。

相模原市も間違いなく、少子超高齢化の影響を強く受けています。これからのまちづくりにおいては、まちづくり会議などの特定の市民だけではなく、幅広い市民との十分な対話により、進めてください。

また、現在進められている鹿沼公園への施設移転の計画と跡地の活用について、パブリックコメントなどだけではなく、あらためて市民との対話の場を十分に設け、市民の声を反映してください。